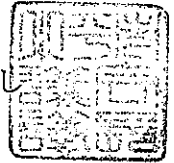




平議発第89号  
令和6年12月6日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和6年12月20日までをお願いいたします。

令和6年12月6日

小平市議会議長  
松岡あつし 殿

会派名 政和会  
会派代表者名 鈴木洋一  
質問者名 鈴木洋一

#### 文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

##### 1 質問の理由及び趣旨

情報公開請求制度とは、行政機関が保有する行政文書や個人の情報について、開示を請求できる制度です。小平市においては小平市情報公開条例の下「何人にも公文書の公開を求める権利(以下「知る権利」という。)を保障するとともに、小平市(以下「市」という。)が市政を市民に説明する責任を全うすることを明確にし、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、開かれた市政の下に市民の市政への積極的な参加及び市民と市との信頼関係の増進を図り、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」とありますが、現状について以下質問します。

##### 2 質問項目

1、直近5年（令和元年～5年度）と令和6年10月末時点までにおいて情報公開請求制度の申請件数と開示した件数を教えてください。また、部署別に何件か内訳についても教えてください。

2、小平市のホームページでは公文書の公開請求書についての手数料の欄に「無料（注）公文書の写しの交付を行う場合における写しの作成および送付に要する費用は、公開請求者の負担となります。」と記載がありますが、実際には手数料がかかっていることがあると聞いている。直近5年（令和元年～5年度）と令和6年10月末時点までにおいて請求者が負担をした年度ごとの金額の総計を教えてください。また、各年度ごとに公開をした際に発生した金額の最高額と平均額を教えてください。

3、公開をする際、紙媒体が主流となっていると聞いているが事実か。

4、公開時に紙媒体をスキャナーで取り込み、その電子データをCD・R等に保存して開示することはできるか。東京都は、CDまたはDVDで対応可能としている。また、他自治体では、メールで公開データを送付している例もあるが、小平市の対応は。

5、近隣26市において、CD-R などによる電子データで対応可能な自治体の数についてお示してください。

6、紙媒体で公開をする際に紙質が悪く公開する写真情報などが鮮明でないなどの声を聞くが改善ができないか。そもそも電子データで対応可能であれば、この問題は解決できるのではないか。

7、申請者から、費用がかかった際に公開をする部署が領収証書のコピーを取得したとことがあったと聞いているが事実か。総務部で公開をした際には、領収証書のコピーは不要とのことだったが、他部署ではコピーを求められたとのことである。領収証書のコピーをしたのはどの部署か。市としては必要性があると考えるか。規定ではどのようなになっているのか。

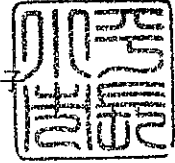
また、領収証書には住所の記載があるが、個人情報の管理はしているのか。



平総総収第221号  
令和6年12月20日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による鈴木洋一議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 直近5年度と令和6年10月末時点までに公開・非公開の決定まで至った情報公開請求における申請件数及び公開件数につきましては、令和元年度は申請件数221件のうち公開件数196件、令和2年度は申請件数213件のうち公開件数204件、令和3年度は申請件数477件のうち公開件数445件、令和4年度は申請件数395件のうち公開件数339件、令和5年度は申請件数482件のうち公開件数431件、令和6年度は申請件数698件のうち公開件数644件でございます。

また、部署別の件数につきましては、令和元年度は、情報政策課が申請件数3件のうち公開件数3件、財政課が申請件数10件のうち公開件数10件、公共施設マネジメント課が申請件数6件のうち公開件数6件、総務課が申請件数1件のうち公開件数0件、契約検査課が申請件数32件のうち公開件数32件、職員課が申請件数1件のうち公開件数0件、市民課が申請件数15件のうち公開件数14件、税務課が申請件数1件のうち公開件数1件、文化スポーツ課が申請件数13件のうち公開件数13件、子育て支援課が申請件数2件のうち公開件数0件、保育課が申請件数3件のうち公開件数1件、生活支援課が申請件数20件のうち公開件数18件、高齢者支援課が申請件数5件のうち公開件数4件、環境政策課が申請件数3件のうち公開件数3件、資源循環課が申請件数10件のうち公開件数4件、水と緑と公園課が申請件数1件のうち公開件数0件、下水道課が申請件数4件のうち公開件数3件、都市計画課が申請件数9件のうち公開件数9件、地域整備支援課が申請件数3件のうち公開件数3件、道路課が申請件数41件のうち公開件数40件、学務課が申請件数3件のうち公開件数3件、指導課が申請件数10件のうち公開件数7件、公民館が申請件数1件のうち公開件数1件、図書館が申請件数19件のうち公開件数17件、監査事務局が申請件数1件のうち公開件数1件、農業委員会事務局が申請件数4件のうち公開件数3件でございます。令和2年度は、政策課が申請件数1件のうち公開件数1件、財政課が申請件数7件のうち公開件数7件、公共施設マネジメント課が申請件数4件のうち公開件数4件、総務課が申請件数1件のうち公開件数1件、契約検査課が申請件数21件のうち公開件数21件、職員課が申請件数10件のうち公開件数9件、市民課が申請件数7件のうち公開件数7件、市民協働・男

女参画推進課が申請件数1件のうち公開件数1件、産業振興課が申請件数4件のうち公開件数3件、文化スポーツ課が申請件数1件のうち公開件数1件、子育て支援課が申請件数22件のうち公開件数21件、保育課が申請件数6件のうち公開件数6件、健康推進課が申請件数72件のうち公開件数72件、環境政策課が申請件数12件のうち公開件数11件、水と緑と公園課が申請件数2件のうち公開件数1件、下水道課が申請件数1件のうち公開件数1件、都市計画課が申請件数3件のうち公開件数3件、地域整備支援課が申請件数16件のうち公開件数16件、道路課が申請件数2件のうち公開件数2件、教育総務課が申請件数2件のうち公開件数2件、学務課が申請件数2件のうち公開件数2件、指導課が申請件数7件のうち公開件数6件、公民館が申請件数5件のうち公開件数5件、選挙管理委員会事務局が申請件数4件のうち公開件数1件でございます。令和3年度は、財政課が申請件数7件のうち公開件数7件、公共施設マネジメント課が申請件数100件のうち公開件数78件、総務課が申請件数5件のうち公開件数5件、契約検査課が申請件数26件のうち公開件数26件、防災危機管理課が申請件数1件のうち公開件数1件、市民課が申請件数7件のうち公開件数6件、税務課が申請件数11件のうち公開件数7件、子育て支援課が申請件数9件のうち公開件数9件、保育課が申請件数2件のうち公開件数2件、生活支援課が申請件数1件のうち公開件数1件、高齢者支援課が申請件数4件のうち公開件数4件、障がい者支援課が申請件数1件のうち公開件数1件、環境政策課が申請件数9件のうち公開件数9件、下水道課が申請件数3件のうち公開件数3件、都市計画課が申請件数59件のうち公開件数58件、建築指導課が申請件数18件のうち公開件数17件、公共交通課が申請件数3件のうち公開件数3件、道路課が申請件数192件のうち公開件数190件、交通対策課が申請件数1件のうち公開件数1件、教育総務課が申請件数4件のうち公開件数4件、指導課が申請件数11件のうち公開件数10件、公民館が申請件数3件のうち公開件数3件でございます。令和4年度は、公共施設マネジメント課が申請件数2件のうち公開件数2件、総務課が申請件数21件のうち公開件数21件、契約検査課が申請件数45件のうち公開件数44件、職員課が申請件数80件のうち公開件数64件、防災危機管理課が申請件数1件のうち公開件数0件、市民課が申請件数19件のうち公開件数12件、税務課が申請件数21件のうち公開件数15件、産業振興課が申請件数18件のうち公開件数16件、文化スポーツ課が申請件数2件のうち公開件数1件、子育て支援課が申請件数7件のうち公開件数7件、保育課が申請件数7件のうち公開件数7件、高齢者支援課が申請件数2件のうち公開件数1件、障がい者支援課が申請件数1件のうち公開件数1件、健康推進課が申請件数31件のうち公開件数27件、環境政策課が申請件数5件のうち公開件数3件、下水道課が申請件数8件のうち公開件数8件、都市計画課が申請件数7件のうち公開件数7件、建築指導課が申請件数21件のうち公開件数20件、地域整備支援課が申請件数1件のうち公開件数1件、道路課が申請件数6件のうち公開件数6件、教育総務課が申請件数18件のうち公開件数12件、学務課が申請件数5件のうち公開件数5件、指導課が申請件数65件のうち公開件数57件、選挙管理委員会事務局が申請件数2件のうち公開件数2件でございます。令和5年度は、公共施設マネジメント課が申請件数1件のうち公開件数1件、総務課が申請件数15件のうち公開件数14

件、契約検査課が申請件数92件のうち公開件数92件、防災危機管理課が申請件数1件のうち公開件数1件、市民課が申請件数15件のうち公開件数15件、税務課が申請件数7件のうち公開件数7件、市民協働・男女参画推進課が申請件数10件のうち公開件数10件、文化スポーツ課が申請件数29件のうち公開件数28件、子育て支援課が申請件数4件のうち公開件数4件、保育課が申請件数6件のうち公開件数6件、高齢者支援課が申請件数16件のうち公開件数11件、障がい者支援が申請件数23件のうち公開件数20件、環境政策課が申請件数85件のうち公開件数83件、水と緑と公園課が申請件数3件のうち公開件数1件、下水道課が申請件数2件のうち公開件数2件、都市計画課が申請件数3件のうち公開件数3件、建築指導課が申請件数11件のうち公開件数11件、都市計画道路担当課長が申請件数1件のうち公開件数0件、交通対策課が申請件数6件のうち公開件数6件、施設整備課が申請件数6件のうち公開件数6件、教育総務課が申請件数11件のうち公開件数7件、学務課が申請件数3件のうち公開件数3件、指導課が申請件数124件のうち公開件数96件、選挙管理委員会事務局が申請件数8件のうち公開件数4件でございます。令和6年度は、議会事務局が申請件数2件のうち公開件数2件、秘書広報課が申請件数10件のうち公開件数10件、財政課が申請件数3件のうち公開件数3件、総務課が申請件数70件のうち公開件数52件、契約検査課が申請件数89件のうち公開件数89件、職員課が申請件数8件のうち公開件数6件、市民課が申請件数6件のうち公開件数6件、税務課が申請件数13件のうち公開件数7件、市民協働・男女参画推進課が申請件数1件のうち公開件数1件、保育課が申請件数8件のうち公開件数8件、障がい者支援課が申請件数2件のうち公開件数1件、健康推進課が申請件数1件のうち公開件数0件、環境政策課が申請件数4件のうち公開件数4件、下水道課が申請件数1件のうち公開件数1件、都市計画課が申請件数3件のうち公開件数3件、建築指導課が申請件数20件のうち公開件数20件、道路課が申請件数5件のうち公開件数5件、公共工事担当課長が申請件数297件のうち公開件数284件、都市計画道路担当課長が申請件数1件のうち公開件数1件、教育総務課が申請件数23件のうち公開件数19件、学務課が申請件数31件のうち公開件数31件、指導課が申請件数71件のうち公開件数63件、地域学習支援課が申請件数28件のうち公開件数28件、選挙管理委員会事務局が申請件数1件のうち公開件数0件でございます。

- 2 小平市情報公開条例（以下「条例」という。）第16条に「この条例による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、当該公文書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。」と規定しており、請求者に写しの作成及び送付に要する費用以外の費用を負担していただくことはございません。

直近5年度と令和6年10月末時点までの請求者が負担した金額の総計につきましては、公文書の写しの作成に要する費用が令和元年度は47,460円、令和2年度は53,960円、令和3年度は30,000円、令和4年度は69,730円、令和5年度は36,530円、令和6年度は52,380円でございます。公文書の写しの送付に要する費用が令和5年度は8,620円、令和6年度は7,392円でございます。

各年度の公文書の写しの作成に要する費用の最高額及び平均額につきましては、令和元年

度は最高額7,010円、平均額791円、令和2年度は最高額11,370円、平均額964円、令和3年度は最高額2,880円、平均額448円、令和4年度は最高額10,140円、平均額775円、令和5年度は最高額3,290円、平均額351円、令和6年度は最高額12,360円、平均額451円でございます。各年度の公文書の写しの送付に要する費用の最高額及び平均額につきましては、令和5年度は最高額710円、平均額216円、令和6年度は最高額740円、平均額195円でございます。

なお、令和4年度以前の写しの送付に要する費用は、公開請求者から写しの送付に要する費用の額に相当する額の切手を送付してもらう方法としていたため、集計しておらず把握しておりません。

3 公開の方法につきましては、写しを交付する場合は、条例及び各実施機関の規則又は規程により、電磁的記録である公文書については用紙に出力したものの交付又は光ディスクに複写したものの交付、紙媒体である公文書については写しの交付としているため、現時点においては紙による方法が主流となっております。

4 紙媒体をスキャナーで取り込み、CD-R等により電子データで開示することの可否につきましては、電子データでの交付については現在のところ電磁的記録である公文書に限った対応としております。一方で、紙媒体である公文書を電子データ化して交付する場合は、職員の事務処理の増等の課題があるものと捉えております。

また、公文書の公開につきましては、対面又は郵送により行っております。

5 東京都26市における電子データによる公開の対応状況につきましては、本市を含む20市がCD-R等による電磁的記録の交付をしております。そのうち、5市については紙媒体の文書もスキャナー等で読み取り、電子データ化して交付しております。

6 紙媒体で公開をする際の紙質につきましては、写しの交付に使用している用紙はグリーン調達指針に基づき全庁的に環境に配慮したものを購入しているものであり、写しの交付に際して特別に品質の良い用紙を使用しているものではございません。紙媒体により写しを交付する場合には、複写する際のコピー機の設定により、できる限り写真や絵などが鮮明に読み取れるよう努めてまいります。

また、紙媒体である公文書をデータ化して交付する場合には、解像度を上げるなどスキャナー機能の設定によっては写真等の情報の見読性を保つことができる場合があるものと考えております。

7 公開に際し領収証書のコピーを取得したことにつきましては、今年度に公開の事務を行った部署のうち、契約検査課及び道路課で領収証書のコピーを取得していたことを確認しております。費用の納付後に写しの公開を行う必要があることから、納付の確認をするために行ったものであり、領収証書の提示のみでも足りるため、コピーの取得が必ずしも必要であったものではございません。

領収証書の取扱いに係る規定につきましては、小平市情報公開事務取扱要綱に、郵送による写しの交付手続についてのみ規定しており、領収証書は納付の確認後、公開請求者に返送することとしています。

また、取得した領収証書に係る住所等の個人情報につきましては、公開決定の起案に添付し、適正に管理しております。